

第 2 章 安 全 管 理

第 2 章 安全 管 理

2・1 事 故 防 止	- 7 -
2・1・1 事 故 防 止.....	- 7 -
2・1・2 工事中の保安	- 7 -
2・1・3 作業員の安全管理	- 7 -
2・2 工事中の安全確保	- 8 -
2・2・1 工事現場管理	- 8 -
2・3 安 全 管 理	- 8 -
2・3・1 交通安全管理	- 8 -
2・3・2 道路標識などの設置	- 8 -
2・3・3 安 全 対 策.....	- 9 -
2・3・4 自転車通行者の安全確保	- 9 -
2・3・5 ガス漏れ事故防止	- 9 -
2・4 住 環 境 対 策.....	- 10 -
2・4・1 住環境対策	- 10 -
2・4・2 隣接地主、付近居住者との紛争の防止	- 10 -
2・4・3 営業に対する配慮	- 10 -
2・4・4 住環境への配慮（公衆衛生及び風紀保全）	- 10 -

第 2 章 安全管理

2・1 事故防止

本章では、管工事の安全管理に関する具体的事項を定めるものとし、本章に特に定めのない事項については、共通仕様書 第1編 共通編の規定によるものとする。

2・1・1 事故防止

1. 工事中は、所要の人員を配置し、現場内の整理、整頓及び交通保安、並びに路面の応急修理に努めなければならない。特に交通保安には、万全を期するため、十分な危険防止設備を施すとともに交通誘導警備員を必要数配置しなければならない。
2. 掘削土砂、及び工所用材料等を乱雑にし、交通その他市民生活に著しく支障をきたしてはならない。
3. 工事着手に先立ち、各埋設管理者と工事方法、工程等に関し十分事前協議を行うとともに、立会を求め地下埋設物の試掘調査を行わなければならない。

その結果は作業員に熟知させて、損傷を与えないように注意するとともに工事監督員に地下埋設物調査の結果を報告しなければならない。

4. 工所用資材の吊り込み作業中、資材のすべり防止等に必要な安全措置を講じなければならない。
5. 水道管の取扱いに当たっては資格者を配置し、点吊り及び落下等の危険防止に努めなければならない。
6. 上水道施設は、人命にかかわる飲料水を扱うものであるから、工事の施工に当たっては、作業員の衛生管理はもちろんのこと、現場内の衛生管理に十分留意しなければならない。
7. 受注者は、工事現場内の安全管理の徹底を図るため安全点検日誌を作成しなければならない。

2・1・2 工事中の保安

1. 工事中は、工事現場の実情に対応した十分な危険防止設備を施さなければならない。
2. 交通安全確保のため交通誘導警備員を配置し、第三者にもわかるように腕章等を着用しなければならない。
3. 工事期間中は、昼夜を問わず、保安施設の保守、点検を行わなければならない。
4. 交通に対する危険の程度に応じ、手旗信号等による措置を講じなければならない。

2・1・3 作業員の安全管理

受注者は、工事の施工に当たっては、常に細心の注意を払い、労働安全衛生規則を遵守し、作業員の安全を図らなければならない。

2・2 工事中の安全確保

2・2・1 工事現場管理

1. 工事中必要な保安措置は関係法規に従って行わなければならない。
特に次の各号については必要な手続を行い、適切な措置を講じた後でなければ工事に着手してはならない。
 - (1) 立入禁止区域の設定
 - (2) 火薬・ガソリン・電気等の危険物の使用
 - (3) 河川及び用排水の汚染、せき止め、または放流
 - (4) 電気、ガス、下水、その他重要な公共施設に対する工作
 - (5) その他重要な事項
2. 受注者は、工事に当たって工事標識を設置するものとし、設置要領は「第9章 付則(参考資料) 9・1 工事標識」による。
3. 受注者は、工事区域内とその周辺区域で事故等それが予測される事態などがあつた場合、それが「受注者に起因するもの」や「工事の実施に影響が無いもの」であっても、工事監督員に報告しなければならない。
4. 現場代理人は、現場内では必ず腕章又はヘルメット等に現場代理人である旨を明示すること。

2・3 安全管理

2・3・1 交通安全管理

工事に関して発生した交通事故及び工事従事者の悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく工事監督員に報告しなければならない。

2・3・2 道路標識などの設置

受注者は次に定めるところにより道路標識等を設置し、これらを維持しなければならない。

- (1) 一般交通の用に供している道路上の工事の場合は、第9章 9・1・2 工事標識の設置方法に従い、共通仕様書(Ⅲ-1付表)及び土木工事標準設計図集(道路工事保安施設)を参考にすること。

また、工事箇所予告標示板等には、必ず社名を明記し、管理を明確にし、工事完了後は速やかに撤収しなければならない。

・土木工事標準設計図集(道路工事保安施設)

札幌市HP: ホーム>観光・産業・ビジネス>入札・契約>公共工事(工事管理室)>技術基準>土木工事標準設計図集

- (2) 一般交通の用に供していない道路上の工事で、工事区間が一般交通の用に供している道路に接続する場合は、必要に応じて工事区間内に歩行者及び車両の進入を防止するためのバリケードを設置しなければならない。

また、交通に対する危険の程度に応じ、ランプ、標柱などを併用するものとする。

2・3・3 安全対策

1. 危険箇所の周知

工事現場近傍の住民には危険箇所の表示等をして危険防止に努めなければならない。

2. 通行の危険防止

工事現場の歩行者通路は（安全衛生規則を準拠する）安全な幅員を確保し、通行危険箇所には立入禁止の表示、保安さく（ガードロープ・さく等）の設置などとともに必要に応じ交通整理員を配置して危険防止に努めなければならない。

3. 資材・機械器具等の危険防止

工事現場に作業員がついて作業中の場合のほかは、使用資材（管類・ブロック・桁材等）を動かさないよう固定すること。また、機械を運転したままであったり、機械器具が転倒及び自走する等危険な状態のまま放置してはならない。

4. 児童への安全対策

工事現場内に児童が立入ろうとする場合、作業員または、交通誘導警備員は危険を児童に教え注意し、安全な場所に誘導しなければならない。

2・3・4 自転車通行者の安全確保

1. 工事区間の交通規制を行なう場合、関係法令及び各種許可条件を遵守すること。

2. 自転車通行者を歩行者通路に誘導する場合、自転車通行者に対して自転車を降りて通行するよう誘導するなど、歩行者、自転車通行者の安全保護に対して十分配慮すること。

3. 作業終了後、引き続き交通規制を行い自転車通行者を歩行者通路に誘導する場合、工事区間の前後に自転車を降りて通行する旨の内容を記載した注意看板を設置すること。

2・3・5 ガス漏れ事故防止

1. 適用範囲

都市ガス供給区域及びプロパン集中供給区域で施工する、すべての地下掘削工事に適用する。

2. 調査

(1) 地下掘削に先立ち、道路管理者及び北海道ガス株式会社等と連絡をとり、ガス管の有無を調査し、その位置を確認しなければならない。

(2) 現場における位置の確認は、必ず手掘りで行うとともに、ガス管の所在を作業員を含む工事関係者に十分認知させなければならない。

3. 一般注意事項

(1) 掘削に際しては、ガス管に衝撃を与えてはならない。

(2) 露出したガス管の防護方法は、「ガス供給施設標準防護工法」（平成2年3月、北海道ガス㈱、北ガスジェネックス㈱作成）（標準図「地下埋設防護」参照）によるものとともに、北海道ガス㈱等、の立会いを求めなければならない。また、沈下棒の設置に際しては、当該管理者と十分協議のうえ設置・管理を行うこと。

- (3) 現場には、ガス探知器を常備し、定期的及び異常を察知した場合にガス漏れの点検を行わなければならない。ガス探知器としては、ガス濃度が明瞭に測定できる指示計付きのものでなければならない。
- (4) 埋戻しに際しては、埋戻し土の沈下によるガス管の損傷を防ぐためガス会社係員の指示により、ガス管下部の突き固め、その他の措置を講じなければならない。

4. 事故発生時の措置

- (1) 万一、ガス管を損傷してガスの漏えいを察知した場合は、直ちに付近の建設機械や車両等のエンジン停止及び火気の消火を行うとともに、消防署、北海道ガス(株)等、所轄警察署及び工事監督員に通知し、作業員等の安全を確保し、損傷部分をビニールテープその他により応急に漏えいの防止を行わなければならない。
- (2) 工事関係者は、付近を一般市民立入禁止にするとともに安全な場所に誘導しなければならない。
- (3) この復旧等に要する費用については受注者の負担とする。

2・4 住 環 境 対 策

2・4・1 住環境対策

受注者は、町内会、教育施設等に水道工事のお知らせ文書を配布し工事概要を周知説明する。また商業施設及び店舗等に近接して工事を行う場合にも、それぞれ作業時間・規制方法等の説明を行い協力を得なければならない。また、工事完了後は、完了した旨をお知らせすること。

2・4・2 隣接地主、付近居住者との紛争の防止

1. 受注者は、故なく他人の土地（工事のための使用权、または通行権を取得していない土地）に立入り、または作業員を立ち入らせてはならない。
2. なお、立入り、または一時使用の承諾を得た土地であっても、その土地の所有者、もしくは付近居住者と無益な紛争を起こすことのないよう細心の注意を払わなければならない。

2・4・3 営業に対する配慮

受注者は、工事によって付近居住者の営業に支障があると認められるときは、これを軽減するよう努めなければならない。

2・4・4 住環境への配慮（公衆衛生及び風紀保全）

1. 受注者は、資機材及び廃棄物の仮置きを必ず作業時間帯の中で整頓して行い、分別回収を徹底する。また、喫煙は、所定の場所に灰皿・消火器具等を用意し、歩行中のくわえたばこはさせないこと。
2. 受注者は、トイレ、廃棄物の分別収集一時保管場所、喫煙所等の配置を施工計画書に記載すること。
3. 受注者は、工事現場周辺の環境・風紀に対する工事中従事者の意識向上を図り、地域社会の理解、協力を得るよう心掛けなければならない。